

**令和6年度地域観光資源磨き上げ事業（ユニバーサルツーリズム普及事業）
業務委託仕様書**

1 事業名

令和6年度地域観光資源磨き上げ事業（ユニバーサルツーリズム普及事業）業務委託

2 事業の目的

高齢や障害の有無にかかわらず，訪日外国人観光客を含む，誰もが安心して県内各地を快適に旅行できる受入体制の整備や観光地情報の作成を行うことでユニバーサルツーリズムの普及・啓発を図る。

3 業務委託内容

○ユニバーサルツーリズムの普及・啓発に向けた取組

(1) 観光関連事業者等を対象とした受入体制整備のためのユニバーサルツーリズム説明会や研修会の実施

- ① 宿泊施設，観光施設，観光地に出向いての障害者や高齢者等への接遇研修
- ② 聴覚障害者に対する接遇方法等のセミナー及び実地研修（手話での接遇方法を含めること）
- ③ ユニバーサルツーリズム普及・啓発のためのセミナーの開催

(2) 県内施設の調査，情報発信

- ① ユニバーサルツーリズムに関する県内宿泊施設，観光施設等の調査
- ② ユニバーサルツーリズムに関する県内宿泊施設，観光施設等の情報発信
- ③ 県観光サイトでのユニバーサルツーリズムに関する特集ページの制作

4 履行期限

令和7年3月14日まで

5 事業完了の報告等

委託業務終了時には，速やかに委託業務一切を記録した報告書を作成するものとし，作成した報告書は，本事業の実績報告時に2部提出し，併せて報告書の電子データを提出するものとする。

6 成果物等

報告書

7 業務遂行上の留意事項

- (1) 本業務の目的及び内容に沿った実施計画を作成し，契約締結後，速やかに業務内容及び構成素案についての打合せを委託者で行うこと。

また、業務の準備及び実施状況については、随時報告及び打合せを委託者と行うこと。

- (2) 使用する画像等は著作権等の一切の権利関係を、受託者の責任で処理したものを効果的に使用すること。
- (3) 事業の実施にあたっては、本県の観光産業振興全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (4) 受託者は、本県が実施するその他の事業等とも積極的に連携を図り、事業効果をより一層高めるよう努めること。

8 実施計画

企画提案された計画に基づき実施していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

9 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については、事前に委託者と十分協議すること。